

平成 27 年 9 月 25 日制定

## 市川市市民広場の利用に関する要綱

### ( 趣旨 )

第 1 条 この要綱は、自治会若しくは商店会の振興に資する活動又は小学校就学前の児童、小中学校その他学校の児童若しくは生徒の健全な育成に資する活動に供する広場（以下「市民広場」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### ( 名称及び位置 )

第 2 条 市民広場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

### ( 利用することができるもの )

第 3 条 市民広場を利用することができますのは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の自治(町)会
- (2) 市内の商店会
- (3) 市内の保育園及び幼稚園
- (4) 市内の小中学校及び特別支援学校
- (5) 前各号のほか、その他市長が適当と認めるもの

### ( 利用の申込み等 )

第 4 条 市民広場の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）は、市長に対し、利用の申込みを行い、その承諾を受けるものとする。

2 前項の申込みは、利用者、利用人数、利用希望日、利用希望時間、利用目的、第 8 条に掲げる事項を遵守する旨その他必要となる事項を記載した申込書を別表第 2 の左欄に掲げる利用目的に応じ、同表の右欄に定める所管課（以

下「所管課」という。) に提出することにより行うものとする。

- 3 所管課の長は、前項の規定により申込書の提出を受けたときは、当該申込書を管財課長に回付するものとする。
- 4 市長は、利用希望日及び利用希望時間等が他の利用希望者の利用や市民広場を管理する上での支障の有無等を勘案し、利用の承諾の可否を決定するものとする。
- 5 管財課長は、前項の規定による決定の内容を所管課の長に回答する。
- 6 所管課の長は、前項の規定による回答の内容を利用希望者に連絡するものとする。

#### ( 利用方法 )

第5条 市民広場を利用する場合は、管財課長が所管課の長へ門扉の鍵を貸与し、所管課の長は、市民広場の開錠、監督、施錠及び管財課長へ鍵の返還を行うものとする。

#### ( 利用時間 )

第6条 市民広場の利用時間は、2月から9月までの間については、午前9時から午後5時まで、10月から1月までの間については、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### ( 利用料 )

第7条 市民広場の利用料は、無料とする。

#### ( 遵守事項 )

第8条 市民広場を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気 (ライターその他着火装置を含む。) を使用しないこと。
- (2) 施設等を壊し、汚し、又は失わせないこと。

- (3) ごみその他の汚物又は廃物を捨てないこと。
- (4) 門扉を閉めて利用すること。
- (5) 他の利用者及び近隣住民等に対し迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 広告、宣伝、行商、募金、契約の勧誘、署名活動、集会の開催その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) 危険物を持ち込まないこと。
- (8) その他市民広場の安全上、衛生上、風紀上及び管理上支障がある行為をしないこと。

( 委託 )

第9条 市長は、市民広場の門扉の開錠、施錠及び鍵の管理に係る業務を自治(町)会その他の市長が適當と認める団体に委託することができる。

( 補則 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、市有地整地工事の完了検査日の翌日から施行する。  
この要綱は、令和8年1月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
宮久保6丁目市民広場	市川市宮久保6丁目 952番, 953番, 954番1, 954番2, 954番3, 955番, 956番, 957番
下貝塚2丁目市民広場	市川市下貝塚2丁目 497番1, 497番2, 515番3, 516番, 517番

別表第2（第4条関係）

利用目的	所 管 課
(1) 自治(町)会の振興に資する活動	自治振興課
(2) 商店会の振興に資する活動	商工課
(3) 保育園及び幼稚園の屋外活動 、小中学校及び特別支援学校の 屋外活動及びその他市長が適当 と認めるもの	管財課

上記所管課は、利用目的の活動内容等により変更する場合がある。